

報告第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

おいらせ町復興産業集積区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年 6 月 2 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

専決第 3 号

おいらせ町復興産業集積区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町復興産業集積区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成28年 3 月 3 1 日 専決

おいらせ町長 三 村 正太郎

処分理由

東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成23年総務省令第168号）が一部改正されたことに伴い、課税免除の適用期限を延長させるため専決処分するものである。

おいらせ町復興産業集積区域における固定資産税の特別措置に
関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町復興産業集積区域における固定資産税の特別措置に関する条例（平成24年おいらせ町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。